

京都大学	博士 (法 学)	氏名	中村 瑞穂
論文題目	契約の解除と原状回復の不能		
(論文内容の要旨)			
<p>契約が債務不履行を理由として解除された場合において、すでに給付が履行されていたときは、原状回復義務が発生する。しかし、給付の返還が不能である場合は、どのように扱われるか。本論文では、この問題について、「民法の一部を改正する法律案」が採用していると考えられる価額返還義務構成 — 548条により解除権が消滅する場合を除き、原則として価額返還義務によって解決されるとする考え方 — のもとで、どのように原状回復が実現されるべきかを検討している。</p> <p>(1) 第1章では、問題の所在と検討の方法を示している。</p> <p>価額返還義務構成は、逸出した給付の客観的価値の回復を可能にし、契約からの離脱を実現するものであると考えられてきた。しかし、日本の改正過程では、価額返還義務の基礎づけと内容に関し、それと異なる観点 — 契約当事者の決定という観点 — から検討する考え方が主張されていたほか、目的物を支配領域においていた者が責任を負うべきであるという考え方からこれを基礎づけるものもあった。こうした考え方の違いは、どのように受けとめればよいか。また、価額返還義務構成を認めるとしても、例えば原状回復義務違反による損害賠償等、その他の法律効果を認めることによって問題を解決する可能性はないか。</p> <p>以上の問題を検討するため、本論文は、2002年の債務法改正（以下、改正前のドイツ民法典を「旧BGB」、改正後のドイツ民法典を「新BGB」という。）によって、価値補償 (Wertersatz) 構成へと転換したドイツ法との比較法的検討を行うこととしている。</p> <p>(2) 第2章では、まず、旧BGBのもとの議論状況を取り上げている。</p> <p>旧BGBは、解除と原状回復の不能の問題について、損害賠償と解除権の喪失という効果を定めていた。本章では、その理由を旧BGBの制定過程に遡って明らかにしたうえで、旧BGBのもとで、価値補償が解釈によって承認されてきたことを紹介している。</p> <p>そこでは、価値補償の目的について、給付の巻戻し的手段として捉える考え方と不利益を帰責するための手段として捉える考え方が存在した。後者の観点から価値補償を基礎づけるものとして、契約当事者の決定を理由とする考え方と、他の他律的な根拠を理由とする考え方が存在した。さらに、価値補償の内容については、客観的価値の返還とする考え方が主張されていたほか、契約価格を上限とする可能性が示されていた。</p> <p>(3) 第3章では、新BGBの成立過程における議論状況を取り上げている。</p> <p>債務法改正委員会は、給付の返還が不能であっても解除を認め、価値の形で原状回復を貫徹する構成に転換することを提案した。これは、解除によって契約の拘束力からの解放を認め、給付の巻戻し的手段として価値補償を認めるという考え方に基づく。しかし、価値補償の内容は、契約価格によって定められており、契約からの完全</p>			

な離脱は認められていない。

それと同時に、価値補償は、事実上の双務性及び売買契約における危険負担ルールの趣旨から基礎づけられていた。これは、解除によって生じる不利益を帰責するための手段として価値補償を認めるという考え方に基づく。

(4) 第4章では、新BGBのもとでの議論状況を取り上げている。

新BGBのもとでは、価値補償の内容について、解除の目的が、給付約束だけでなく対価合意からの離脱にもあると考えるべきかが議論され、また、契約によって目的物を取得した者が目的物を自己のものとして利用する自由を尊重するという観点から、価値補償の免責を基礎づける可能性が議論されている。

このほか、新BGBは、原状回復義務の不履行を理由とする損害賠償も定めている。その適用範囲について、損害賠償という効果との関係で上記の自由をどこまで考慮すべきかが問題とされている。

(5) 第5章では、以上のドイツ法の紹介・分析を踏まえて、日本法における議論の特徴と問題点を検討している。

前章までの検討の結果、ドイツでは、価値補償の目的について、給付の巻戻しの側面とともに、帰責の手段としての側面があり、そうした帰責を正当化する理由が、契約当事者の決定のほか、他律的な根拠に求められてきたことが明らかになった。

このような観点からみると、日本では、価額返還義務を正当化する理由は、明らかといえない。特に、双務性の要請（双務性に関する契約当事者の決定）がどのように捉えられているかが明確でなく、検討が必要である。支配領域原理によって価額返還義務が基礎づけられるとされる理由も、検討を深める必要がある。

また、価額返還義務の内容については、日本の改正過程ではコンセンサスが得られておらず、対価決定からの離脱を認めるべきかという観点から検討する必要がある。

さらに、原状回復義務者が契約によって目的物を有効に取得していることから、価値補償の免責と損害賠償を認める可能性も検討課題として残されている。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

契約が債務不履行を理由として解除された場合において、すでに給付が行われていたときは、原状回復を行う必要がある。そこで、給付の目的物が滅失する等、給付を返還することが不能である場合に、原状回復をどのように行えばよいか。この「契約解除と原状回復の不能」に関する問題について、2015年に閣議決定された「民法の一部を改正する法律案」では、原則として給付の価額の返還を認めるという考え方を採用することが前提とされているものの、価額返還義務が認められる根拠とその内容、例外の可能性等について、明らかにされていない。そこで、本論文は、この問題について、解除権の喪失と損害賠償を認めるという構成から出発し、その当否をめぐる議論の展開を経て、2002年の改正において価値補償 (Wertersatz) 構成へと転換したドイツ法の議論を素材として、その基礎にある考え方とその帰結を整序するための分析枠組みを析出し、日本における議論の意味と課題を明らかにすることを試みている。

本論文の評価すべき点は、次の2点にまとめられる。

第一は、契約解除と原状回復の不能に関するドイツ法の議論の展開を明らかにした点である。日本では、この問題と隣接した、契約が無効である場合における不当利得の返還に関するドイツ法の議論については多くの紹介と検討があるものの、契約解除と原状回復の不能に関する議論はほとんど知られていない。本論文は、ドイツ民法典の制定から現在に至るその展開を詳細かつ正確に跡づけ、この問題について考察を深めるための貴重な手がかりを提供している。

第二は、契約解除と原状回復の不能に関する分析枠組みを析出した点である。本論文は、ドイツ法の検討を通じて、価値補償には、給付の巻戻しと帰責の手段としての側面があり、後者の帰責を正当化する理由として、双務契約を締結し、その対価を決定したこと等の自律的な理由のほか、返還不能が自己の支配領域で生じたこと等の他律的な理由が考えられることを示し、それらの違いによって価値補償が認められる範囲と内容が異なることを明らかにしている。

このように、本論文は、ドイツ法の検討を通じて契約解除と原状回復の不能の問題構造を明らかにするものであり、日本法における具体的な結論はなお今後の課題とされているものの、この問題について今後検討を進める上で基礎となるべきものと評価することができる。

以上の理由により、本論文は博士 (法学) の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、平成29年1月30日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。